

諮問日：令和6年2月21日（令和5年度（個）諮問第5号）

答申日：令和6年8月23日（令和6年度（個）答申第3号）

件名：大阪高等裁判所における開示申出人が特定日付で同裁判所長官宛てに提出した書類について、その後どのような対応をされたかが分かる文書に記録された保有個人情報の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「3月17日付で大阪高等裁判所長官宛に私が提出した書類について、その後どのような対応をされたかがわかる文書。」に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が、「「裁判所法82条の不服申立てについて（令和5年3月20日受理 提出者 A 氏）」と題する決裁票一式」（以下「本件対象文書」という。）を本件対象個人情報が記録された文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が令和5年10月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断につき、開示することとされた保有個人情報の「決裁説明」箇所が全部黒塗りされており、合理的根拠が全く不明のまま、司法行政監督権不行使が「決裁」されており、その重大な説明義務違反・誠実対応義務違反等が明白であって、「決裁説明」内容の全部開示を求める。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 苦情申出人は、原判断につき、開示することとされた保有個人情報の「決裁説明」箇所が全部黒塗りされており、合理的根拠が全く不明のまま、司法行政監督権不行使が「決裁」されており、その重大な説明義務違反・誠実対応義務違反等が明白であって、「決裁説明」内容の全部開示を求める旨主張する。
- 2 原判断において、不開示とした「決裁説明」部分には、裁判所法 82 条に基づく不服を申し出た者に対して回答することが予定されていない検討内容等が記載されており、これらの情報を開示すると、同条に基づく不服申立てや投書に対する具体的な内部検討過程等が明らかになり、投書への対応に関する事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）78 条 1 項 7 号に定める不開示情報に相当する。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和 6 年 2 月 21 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年 7 月 5 日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年 8 月 9 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書のうち、苦情申出人が開示すべき旨主張する「決裁説明」箇所の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）には、裁判所法 82 条に基づく不服の申立てを受けた大阪高等裁判所が、同申立てに対応するために行った具体的な検討内容等が記載されているものと認められる。そして、最高裁判所事務総長は、本件不開示部分には、裁判所法 82 条に基づく不服を申し出た者に対して回答することが予定されていない検討内容等が記載されており、これらの情報を開示すると、同条に基づく不服申立てや投書に対する具体的な内部検討過程等が明らかになり、投書への対応に関する事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある旨説明するが、上

記説明は不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分の記載は、法78条1項7号に定める不開示情報に相当するものと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法78条1項7号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 長戸 雅子

委員 川神 裕